

2004年12月22日

(仮訳)  
CESR「同等性評価の概念ペーパー案」に対するコメント

企業会計基準委員会

欧州証券規制当局委員会(CESR)が、同等性評価の概念ペーパー案について、コメントする機会を提供してくれたことに感謝する。

日本の会計基準の整備状況と企業会計基準委員会(ASBJ)の現況については、11月23日にパリで開催された公聴会で説明を行っているが、再度説明した上で、概念ペーパー案に対するコメントを述べる。

## I. 日本の会計基準の整備状況

証券監督者国際機構(IOSCO)の要請に基づく国際会計基準委員会(IASC)における国際会計基準のコア・スタンダードの見直し開始時期とほぼ同時期の1990年代の後半から、日本の資本市場がグローバル化していることを踏まえ、連結財務諸表、金融商品、税効果会計、退職給付、減損会計、企業結合のような会計基準を国際的な会計基準を参考にして開発、改善してきた。これにより、日本の会計基準は国際的に遜色のないものになったと考える。

## II. ASBJの体制と会計基準の国際的なコンバージェンスに対する姿勢

### 1. ASBJの体制

ASBJは、2001年にプライベート・セクターの会計基準設定主体として設立された。

現在、委員13名(常勤2名)、テクニカル・スタッフ20名(すべて常勤)の体制である。委員は、作成者、投資家、会計監査人、アナリスト等の市場参加者と学識経験者で構成されている。

ASBJでは、「公正性」、「透明性」及び「独立性」を基本理念に、国際的な会計基準を重要な環境要因として捉えつつ、会計基準の開発を行っている。この点は、2004年7月に策定した「中期的な運営方針」において会計基準の開発に係る基本方針として掲げている。

### 2. 会計基準のコンバージェンスに対するASBJの姿勢

「中期的な運営方針」には、会計基準の国際的なコンバージェンスに対する当委員会の基本姿勢として、「高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスという目標は、世界各国の資本市場にとって便益となるものであり、賛同する」旨を明記している。

この方針に基づき、国際会計基準審議会(IASB)と、会計基準のコンバージェンスを最終目標として現行基準間の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトの立ち上げに向けて協議を開始した。来年春、IASBとキック・オフ・ミーティングを行う予定である。

ASBJでは、当プロジェクトにより会計基準間の差異を可能な限り小さくしていくことが、国際的な資本市場の発展にとって重要であると認識している。

### 3. 概念フレームワーク

ASBJでは、2004年7月に討議資料(Discussion Paper)「財務会計の概念フレームワーク」を公表した。これは、委員会(Board)の委託を受けたワーキング・グループの検討の成果を当委員会の責任において公表したものであるが、確定したものではない。しかし、この討議資料は、基本的には、日本の現行の会計基準の基礎となる考え方(basic philosophies)を取りまとめたものであり、日本の現行の会計基準を理解のためには有用である。

討議資料は「財務報告の目的」、「会計情報の質的特性」、「財務諸表の構成要素」、「財務諸表における認識と測定」から構成されている。「財務報告の目的」の中で、財務報告の主たる目的は、IFRSと同様、投資者の意思決定に有用な情報を開示することとしている。

## III. 概念ペーパー案に対するコメント

### 1. 総論

ご提案の同等性評価に関する概念ペーパー案は、同等性の目的と評価プロセスを明示しているので、評価の透明性を図る観点から望ましい形であると考えます。実際の評価プロセスにおいても、概念ペーパー案の「同等性の目的」に示された「投資家が第三国の会計基準に従った財務諸表に基づき、IASに基づく財務諸表と類似した投資判断が可能な場合は「同等」とであると説明する」というスタンスが貫かれることを望みます。

### 2. 各論

#### ① 一般原則の検討

- 概念ペーパー案では、「第3国基準がIASの全ての項目をカバーしていない場合、同等でないと見える。」と記載している(27パラグラフ)。しかし、第3国基準がIASの全ての項目をカバーしていない場合に、市場環境や経済実態が異なるためIASが規定している項目につき、基準を設ける必要性がないケースがあることに留意すべきである。日本の場合、超インフレ下の財務報告(IAS29)、農業(IAS41)などが該当する。

#### ② 技術的評価

- 概念ペーパー案は、2005年1月1日から効力を有する会計基準と解釈を対象としなければならないとしている(36パラグラフ)。しかし、EU指令に基づいてEU域外企業には2007年頃から同等性の要件が適用されるので、少なくとも2005年1月1日時点で会計基準として存在し、2007年までには適用が開始される基準は、技術的評価の対象に含めるべきである。日本の場合、減損会計、企業結合会計があげられる。

# Press Release



財団法人 財務会計基準機構

〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-10 第9興和ビル  
TEL. 03-5561-9618 FAX. 03-5561-9619  
URL <http://www.asb.or.jp/>

- また、現在開発中の会計基準で、2007年までには適用開始が見込まれる基準についても、技術的評価に際して考慮されるべきである。日本の場合、ストック・オプションなどがあげられる。
- また、第三国の会計基準の同等性についての全体の評価は、単純に第三国基準とIAS／IFRSとに違いがあることをもって行うのではなく、違いに合理性があるかどうかも考慮に入れて行うべきである。

我々のコメントがCESRの作業に貢献することを希望する。

以 上